

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	うるま市教育委員会 就学援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県うるま市教育委員会

## 公表日

令和6年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、学用品等の就学に必要な経費の援助事務を行う。
③システムの名称	1. 現行既存住基システム → Acrocity標準仕様対応版 2. 就学支援システム → CARS(キャルス)就学支援システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(情報提供は実施しない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市教育委員会学校教育部学務課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL.098-923-2159
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>〔 1,000人未満(任意実施) 〕</p> <p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>〔 10万人以上30万人未満 〕</p> <p>〔 30万人以上 〕</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>〔 500人以上 〕</p> <p>〔 500人未満 〕</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>〔 発生あり 〕</p> <p>〔 発生なし 〕</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
〔 基礎項目評価書 〕	
〔 基礎項目評価書 〕	
〔 基礎項目評価書及び重点項目評価書 〕	
〔 基礎項目評価書及び全項目評価書 〕	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>〔 十分である 〕</p> <p>〔 特に力を入れている 〕</p> <p>〔 十分である 〕</p> <p>〔 課題が残されている 〕</p>

3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[      ] 接続しない(入手)    [ ○ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[      ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際の手順について、担当内で共有確認を行っている。		
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]
<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p> <p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>		
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス権限を設定し、情報授受の明確化、保管・管理の徹底を実施している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	評価書名	うるま市教育委員会 学校保健安全に関する事務 基礎項目評価書	うるま市教育委員会 就学援助に関する事務 基礎項目評価書		評価書見直し
平成28年7月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	うるま市教育委員会は、学校保健安全に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報を漏えいする他の事態を発生させないリスクを軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	うるま市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報を漏えいする他の事態を発生させないリスクを軽減させるために、適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		評価書見直し
平成28年7月21日	公表日	2015/6/4	2016/7/21		
平成28年7月21日	I 1. ②事務の概要	うるま市教育委員会では、学校保健安全法に基づき、学校における児童生徒等の健康の保持を図るとともに、学校感染症等に対応するため保護・準要保護の児童生徒に対する医療費援助を行っている。 具体的な手続きは以下の通りである。 ①対象疾病に罹患した要保護・準要保護の児童生徒の保護者に、治療勧奨書を交付 ②保護者から医療券交付願を受付 ③保護者へ医療券を交付 ④医療機関から医療券に対する医療費請求を受理 ⑤医療機関へ医療費支払を実施	うるま市教育委員会では、要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかる医療費の援助及びうるま市就学援助規則第3条第1項第1号から第6号までに定める学用品等の援助を行つ。		評価書見直し
平成28年1月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1中の第3の項	事後	独自利用事務の追加(条例制定に伴う)
平成28年7月21日	I 4. ②法令上の根拠(情報照会の根拠)	右記を追加	番号法第19条第14号に規定する特定個人情報保護委員会規則(未定)	事前	申請中
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	課長 伊波 勇	課長 祐嶺 則子	事後	人事異動
平成28年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	うるま市教育委員会指導部学務課 沖縄県うるま市勝連平安名3032番地 TEL:098-978-2159	うるま市教育委員会指導部学務課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-923-2159	事後	組織改編、令舍移転
平成29年7月11日	公表日	2016/7/21	2017/7/11		
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	課長 祐嶺 則子	課長 幸地 美和	事後	人事異動
平成30年7月11日	公表日	2017/7/14	2018/7/11		
令和1年5月24日	公表日	2018/7/11	2019/5/24	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月19日	I 関連情報 5. ②所属長	幸地 美和	志堅原 忠史	事後	人事異動に伴う変更
令和2年6月19日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第14号に規定する特定個人情報保護委員会規則(未定)	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和2年6月19日	II しきい値判断 1. いつ時点か	2015/3/31	2020/4/1	事後	評価の再実施
令和3年6月9日	II しきい値判断 1. いつ時点か	2020/4/1	2021/4/1	事後	時点の見直し
令和4年8月3日	公表日	2021/6/28	2022/8/3	事後	
令和4年8月3日	I 関連情報 1. ②事務の概要	うるま市教育委員会では、要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかる医療費の援助及びうるま市就学援助規則第3条第1項第1号から第6号までに定める学用品等の援助を行う。	「学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかる医療費の援助」を削除する	事後	うるま市就学援助規則改正により、援助対象外とする。
令和4年8月3日	I. 5. ①部署	指導部学務課	学校教育部学務課	事後	機構改革による名称変更
令和4年8月3日	I. 5. ②所属長の役職名	課長 志堅原 忠史	学務課長	事後	表記方法の見直し
令和4年8月3日	I. 8 連絡先	指導部学務課	学校教育部学務課	事後	機構改革による名称変更
令和4年8月3日	II. しきい値判断 1. いつ時点か	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点の見直し
令和5年6月16日	I. 7 請求先	総務課	総務政策課	事後	機構改革による名称変更
令和5年6月16日	II. しきい値判断 1. いつ時点か	2022/4/1	2023/4/1	事後	時点の見直し
令和6年12月25日	I 関連情報 1. ②事務の概要	うるま市教育委員会では、要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかる医療費の援助及びうるま市就学援助規則第3条第1項第1号から第6号までに定める学用品等の援助を行う。	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対する、学用品等の就学に必要な経費の援助事務を行つ。	事後	時点の見直し
令和6年12月25日	I 関連情報 1. ③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. 現行既存基システム → Acrocity標準仕様対応版 2. 就学支援システム → CARS(キヤル入)就学支援システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー	事前	標準化移行に伴う評価の再実施
令和6年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)就学援助金受給ファイル	就学援助情報ファイル	事後	時点の見直し
令和6年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の27の項 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1中の第3の項	1. 番号法第9条第2項 2. うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	番号法一部改正による見直し
令和6年12月25日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の38の項 番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号	事後	番号法一部改正による見直し
令和6年12月25日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	十分である	【○】委託しない	事後	時点の見直し
令和6年12月25日	IV リスク対策 5. 特定個人情報提供の根拠	十分である	【○】提供・移転しない	事後	時点の見直し
令和6年12月25日	IV リスク対策 6. 情報提供の接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	【 ]接続しない(提供)	事後	時点の見直し
令和6年12月25日	IV リスク対策 7. ネットワークシステムとの接続	なし	特定個人情報を取り扱う際の手順について、担当内で共有確認を行っている。	事後	番号法一部改正による見直し
令和6年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	システムへのアクセス権限を設定し、情報授受の明確化、保管・管理の徹底を実施している。	事後	番号法一部改正による見直し
令和6年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし		事後	番号法一部改正による見直し